

会社をやめたら

退職者医療制度70歳
未満の方へ

長年勤めていた会社や役所を退職し、国保に加入して年金で生活をしている人は、70歳になって老人保健法の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることになります。

どんな人が加入するのか

- ①国民健康保険に加入している人
- ②老人保健法の適用を受けていない人
- ③厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、または40歳以後の期間が10年以上ある人
- ④退職者医療制度の適用者本人の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある人も含む）。退職者医療制度の適用者本人と同じ世帯で、その者の収入によって生活している三親等内の親族＝退職被保険者の扶養家族

いつから資格ができるのか

退職者医療制度への加入資格は、年金受給権が発生した日から適用となります。

届け出

年金証書を受けとったら、14日以内に国保担当窓口へ印鑑、保険証、年金証書を添えて届け出てください。

どのくらいの給付が受けられるのか

届け出により受けた「国民健康保険退職被保険者証」を医療機関の窓口提出して診療を受けてください。

退職者医療制度で診療を受けると、次のような割合で給付が受けられます。

知っておきましょう

特例療養費

退職被保険者の資格が発生してから国保に届け出をする間に、医療を受け、一部負担金(3割)を支払ったとき、退職被保険者の一部負担金(2割)との差額が申請により払い戻される制度です。

退職者医療制度の適用を受けなくなるのは次の場合です。

- 老人保健法の医療を受けることになったとき。
- 退職被保険者本人が亡くなったとき(この場合、扶養家族は一般の国保の被保険者となります)。

本人

入院・通院

8割給付

(自己負担は2割)



家族

入院

8割給付

(自己負担は2割)

通院

7割給付

(自己負担は3割)

